

### Q85

仮払金の支払はどのようなときに行われるのですか。

Ans.

「第1部 賢金保険制度の概要 3 (2) ホ. 仮払金の支払」の項（10ページ）を参照してください。

### Q86

仮払金の支払を受けるにはどのような手続が必要ですか。また、仮払金は破綻してからどれくらいで受け取ることができますか。

Ans.

① 仮払金の支払が行われる場合、貯金者は、貯金保険機構が指定した農水産業協同組合等（破綻農水産業協同組合を含む）の窓口に、普通貯金の通帳と届出印鑑を提示し、「仮払金支払請求書」（用紙は窓口に備付）を提出して、仮払金を請求することになる予定です。

仮払金の支払の実施は、貯金保険機構による決定を受けて、支払体制などの所要の準備が整い次第、速やかに行われます。

② 仮払金の支払を決定したときは、仮払金の支払に関する公告事項（仮払金の支払期間、支払場所、支払方法その他政令で定める事項）が、官報に掲載されるほか、貯金保険機構が指定した農水産業協同組合等（破綻農水産業協同組合を含む）の店頭に掲示されます。

I

貯金等の保護の範囲の概要

II

貯金保険制度のあらまし

III

貯金者データ等の整備

IV

破綻時の付保

V

貯金等の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への対応

VIII

不良債権の回収と責任追及